

10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II）

チリ

梅津英明*

柴田久**

立川聡***

I. 現在留保（附属書 I）

投資章・サービス章におけるチリの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇（投資章） チリは、適用法令に例外がない限り（例えば Decree Law 1939）、「国有地（State Land）」に係る所有権又はその他の権利をチリ国民又はチリ法人に対してのみ処分することができる。「国有地（State Land）」とは、国境から 10 キロメートル、及び満潮時の海岸線から 5 キロメートルの距離までの国家が所有する土地をいう。 外務省の D.F. L 4（1967）により「国境地域（borderland zone）」とされた地域にある不動産は、所有権その他の権利を問わず、(1)隣国の国籍を有する自然人、(2)隣国に本拠地がある法人、(3)隣国の国籍を有する自然人に 40%以上の資本を保有されている法人、又は(4)かかる自然人によって実効的に支配されている法人が、これを取得することはできない。上記にかかわらず、この規制は、最高法規（Supreme Decree）が国益に基づき例外を認める場合には適用されない。
全分野	内国民待遇（サービス章）及び現地における拠点（サービス章） 同じ雇用主の下で働く従業員の最低 85%は、チリ国民であるか、又はチリに 5 年超居住する外国人でなければならない。この規制は、雇用契約により、25 人超の従業員を雇用する雇用主に適用される。労務局（Directorate of Labour）の決定により、専門技術者については、この規定は適用されない。

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

*** たつがわ さとし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

	【解説・コメント】 日本・チリ経済連携協定では、同じ雇用主の下で働く従業員の最低85%は、チリ国民である必要があったが、TPP 協定では、チリに5年超居住する外国人も認められることとなった。
通信	内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）並びに現地における拠点（サービス章） ソーシャル・コミュニケーション・メディア（例えば、音、文章又は画像の放送を定期的に行う者）又は国営の通信機関の所有者は、自然人の場合は、チリに適法に定住していなければならない、法人の場合は、チリに設立されるか、又は国内で営業する権限を有する代理店を有していなければならない。 上記法人の社長、役員（administrator）又は代表者は、チリ国民でなければならない。 その他、公共通信サービスの提供に係る営業権、ラジオ放送サービスなどについても、一定の留保が規定されている。
エネルギー	内国民待遇（投資章）及び特定措置の履行要求（投資章） 液体若しくは気体の炭化水素、国の領海内の埋蔵物、又は採鉱の効果の観点から国防にとって重要と分類される地域に全部若しくは一部が存在する埋蔵物（かかる条件は法律によって付されるものとする。）の探査、開発及び処理は、行政の許可又は特別な運営契約の対象となり得る（いずれの場合も、最高法規（Supreme Decree）によって要件及び条件が決定される）。
調査及び警備サービス	内国民待遇（サービス章） チリ国民のみが、民間警備のサービスを提供することができる。
運送	内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）並びに現地における拠点（サービス章） チリ国民又はチリ法人のみが、チリにおいて航空機を登録することができる。かかる法人は、チリに設立され、本拠地を有し、チリに実態が存在しなければならない。加えて、その持分の過半数はチリ国民又はチリ法人（当該法人は同じく上記要件を充足しなければならない。）によって保有されなければならない。航空当局は、当該外国人又は外国法人がチリにおいて雇用され、又はチリにおいて専門的な活動若しくは産業に半永久的に従事する場合には、外国人又は外国法人によって所有された航空

	機の登録を許可することができる。
運送	内国民待遇（投資章・サービス章）及び最恵国待遇（投資章・サービス章） カボタージュは、チリの船舶のみに認められる。 外国の商船は、積荷容量が 900 トンを超える場合には、カボタージュに参入することができる（事前に利用者によって公募入札にかけられる）。対象となる積荷容量が 900 トン以下で、チリ船籍の船舶が利用できない場合、海事当局は、外国商船への当該積荷の積み込みを認めることができる。 チリを目的地又は出発地とする積荷の国際的な海上運送は、相互主義の原則に従う。
運送	内国民待遇（投資章・サービス章）及び最恵国待遇（投資章・サービス章）、経営幹部及び取締役会（投資章）並びに現地における拠点（サービス章） チリ国民又はチリ法人のみが、チリにおいて船舶を登録することができる。かかる法人は、チリに設立され、本拠地を有し、チリに実態が存しなければならない。加えて、その資本の過半数はチリ国民又はチリ法人（当該法人は同じく上記要件を充足しなければならない。）によって保有されなければならない。社長、幹部（manager）及び取締役等の過半数は、チリ国民でなければならない。 その他、船舶の登録等につき、留保内容が規定されている。

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本・チリ経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。日本・チリ経済連携協定のネガティブ・リストの内容と TPP 協定におけるチリのネガティブ・リストの内容には、重複する内容が多いが、上記で個別に指摘した事項など、一定の改善がみられる。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるチリの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇（投資章）及び最恵国待遇（投資章） チリは、農業活動に利用される海岸線から 5 キロメートル以内の土地の保有権又は支配に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
全分野	内国民待遇（投資章）並びに経営幹部及び取締役会（投資章） 既存の公的企業又は政府機関に保持されている株式の持分又は資産の移転又は処分において、チリは、上記によって組成される国営企業 (State company) 又は投資の支配に係る上記持分又は資産の保有、及び外国人投資家の権利又は外国人投資家の投資を禁止し又は制限を課す権限を留保する。
全分野	最恵国待遇（投資章・サービス章） チリは、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従って、他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 チリは、以下に関する事項については、TPP 協定が発効した後に発効し又は署名される国際協定に従って、他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）
建設サービス	内国民待遇（サービス章）及び現地における拠点（サービス章） チリは、外国人又は外国法人による建設サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
運送	内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）及び現地における拠点（サービス章） チリは、国境地域における積荷又は乗客の国際的陸上運送に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 加えて、チリは、チリからの国際的陸上運送の供給に以下の制限を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) サービス供給者はチリ国民又はチリ法人でなければならない。

	(b) サービス供給者はチリに実態として住所・所在地を有していなければならない。 (c) 法人の場合、サービスの供給者は、チリに設立され、かつ、資本の過半数はチリ国民に所有され、その実効的支配はチリ国民によってなされなければならない
--	--

また、チリは、以下の項目を除き、市場アクセスについての措置を採用・維持する権利を留保する。

【解説・コメント】

チリは、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条における義務の改善点を記載する形式ではなく、サービス章の「市場アクセス」の義務を負う範囲を附属書 II に列挙している。

【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービス消費者へのサービス提供）を、第 3 モードとは、商業拠点（ある国のサービス提供者による、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）を、第 4 モードとは、人の移動（ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供）をそれぞれ意味する。

分野	制限及び条件
法律サービス	第 1 モード及び第 3 モード：制限しない。 但し、司法省から認可される必要のある破産管財人を除く。破産管財人は居住する場所でのみ業務に従事しうる。 第 2 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
会計、監査及び簿記サービス	第 1 モード及び第 3 モード：制限しない。 但し、金融機関の外部監査人は、「銀行及び金融機関の監督に係る外部監査人の登録簿（Register of External Auditors of the

	Superintendence of Banks and Financial Institutions)」及び「証券及び保険の監督（Superintendence of Securities and Insurance）」に登録されなければならない。主たる業務が監査サービスである、パートナーシップ（partnerships）又は組合（associations）としてチリに設立された法人のみが当該登録簿に登録される。 第 2 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
税務サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
建築サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
エンジニアリング・サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
総合エンジニアリング・サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
都市計画及び景観設計サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
獣医師サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。

助産婦、看護婦、理学療法士及び準医療に従事する者により提供されるサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
電子計算機及び関連のサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
学際的な研究及び開発のサービス、自然科学の研究及び開発のサービス並びに科学及び技術に関連する相談サービス	第 1 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、一定の場合に認可等を要するなどの制限がある。 第 2 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
不動産サービス（所有又は賃貸不動産に関するサービス、手数料又は契約ベースのサービスを含む。）	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
船舶、航空機、その他の輸送機器並びにその他の機械及び機器に関する乗組員／運転者を伴わない賃貸サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
広告サービス、市場調査及び世論調査のサービス、経営相談サービス、経営相談に関連するサービス、技術検査及び分析サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
農業、狩猟及び林業に付随するサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
鉱業に付随するサービス、人材をあっせん及	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：

び提供するサービス、調査及び警備サービス	制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
機器（船舶、航空機又はその他の運送機器は含まない）の保守及び管理、建築物の清掃サービス、写真サービス、こん包サービス並びに会議サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
印刷及び出版サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
クーリエサービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
国際長距離電気通信サービス	チリは、サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) 第 16 条におけるチリの義務に矛盾しない措置を採用又は維持する権利を留保する。
国内電気通信サービス及びネットワーク、仲介電機通信サービス、補助電気通信サービス並びに制限電機通信サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：チリ領域内における公共及び仲介電機通信サービスの開始、運営及び開発には、運輸通信省が発行した最高法規 (Supreme Decree) によって認可された免許が必要である。チリ法下で設立された法人のみがかかる免許の資格取得を有する。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
問屋サービス、小売サービス、卸売サービス、フランチャイズ及びその他の流通	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
環境サービス	第 1 モード及び第 3 モード：制限しない (相談サービスに限る。) 第 2 モード：制限しない。

	第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
ホテル及び飲食店 (仕出しを含む)、旅行代理店及び旅行業サービス並びに観光客の案内サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
スポーツ及びその他の娯楽サービス (賭博及び賭け事のサービスを除く)	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。専門的な活動を発展させるスポーツ組織に必要となる特定の種類の法人は除く。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
スポーツ施設の運営サービス	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
道路運送 (貨物運送、運転者を伴う業務用車両の賃貸、道路運送機器の保守及び修理、道路運送サービスの支援サービス)	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
全ての形態の運送の補助的サービス (貨物取扱サービス、倉庫サービス、貨物運送代理店サービス)	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
パイプライン運送 (燃料その他の物の運送)	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。但し、チリ法に基づいて設立された法人による供給であることを要するなど一定の制限がある。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
航空機の保守及び修理サービス	第 1 モード：約束しない。 第 2 モード及び第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法 (Labour Code) の制約を除く。
航空運送サービスの販売及びマーケティング	第 1 モード、第 2 モード及び第 3 モード：

グ、コンピュータ予約システム（CRS）サービス、特殊航空サービス 空港運営及び地上取扱サービス	制限しない。 第 4 モード：約束しない。但し、労働法（Labour Code）の制約を除く。
--	--

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本・チリ経済連携協定でも、TPP 協定と同様、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用されていた。日本・チリ経済連携協定のネガティブ・リストの内容と TPP 協定におけるチリのネガティブ・リストの内容には、重複する内容が多い。また、上記の範囲で市場アクセスの義務を負うことを約束している。

III. 備考及び更新情報

ver.2：附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆した。